

種子島グリーン・ツーリズム推進協議会規約

(名称及び事務局)

第1条 この会は、「種子島グリーン・ツーリズム推進協議会（以下協議会という）」と称し、事務局を種子島観光協会に置く。

(目的)

第2条 協議会は、種子島におけるグリーン・ツーリズムの推進体制を整備するとともに、種子島の豊かな自然、文化、歴史を再認識し、これらの地域資源を生かした特色ある滞在型余暇活動の実現と交流人口の拡大による地域活性化を目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) グリーン・ツーリズムの普及・啓発に関すること
- (2) グリーン・ツーリズムの情報収集及び発信に関すること
- (3) その他、この会の目的を達成するため必要な事項

(会員)

第4条 協議会は、協議会の目的に賛同する別記の個人、法人、団体、市町、熊毛支庁等で構成し、加入、脱退については事務局に申し出ることとする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

会長1名、副会長3名、監事2名。

- 2 会長、副会長、監事は総会において選出する。
- 3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 役員欠員が生じた場合、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 5 会長は、この会を代表し、その業務を総括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定するものがこれを代理する。
- 7 監事は、会計及び会務を監査する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、総会及び運営委員会とする。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会員の中から選出する。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数で決する。
- 5 運営委員会は、個人、法人、関係機関・団体等を構成員とし、必要に応じて開催する。

(経費)

第7条 この会の経費は、負担金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第8条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日に終わる。

附則

- 1 この規約は、平成27年6月3日から施行する。

(別記)

種子島観光協会
西之表市グリーン・ツーリズム推進協議会
中種子町グリーン・ツーリズム協議会
みなみたねグリーン・ツーリズム協議会
西之表市旅館組合
南種子町旅館組合
民宿白南風
NPO法人ジュントス
種子屋久農業協同組合
種子島漁業協同組合
南種子町漁業協同組合
種子島森林組合
鹿児島県酪農業協同組合種子島支所
西之表市
中種子町
南種子町
熊毛支庁
池山朝生（個人・中種子町議会議員）

平成28年4月1日現在